

## 出資団体監査

監査対象 ①静岡市土地開発公社  
②地方独立行政法人静岡市立静岡病院  
監査期間 令和3年8月20日～令和4年1月5日

出資団体監査は、出資団体とその所管部局を対象に、設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか、経営成績及び財政状態は良好か、会計経理及び財産管理は適切かなどについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取を行いました。

監査の結果、2件の指摘と4件の指導を行いました。  
また、3件の意見を付しました。

### ★指摘事項

附帯事業として実施する月極臨時駐車場事業について（静岡市土地開発公社）

- ・当該業務は、協定書に基づき公益財団法人静岡県宅地建物取引業協会から推薦を受けた業者に委託しており、それ自体は一定の合理性が認められるものの、一度推薦を受けた業者と長期にわたり単独随意契約を締結し続けていました。
- ・当該業務の委託料は、公益財団法人静岡県宅地建物取引業協会との協議により決定しているとのことでしたが、決裁文書にはその旨の記載が一切されておらず、正しい意思決定ができなくなるリスクや、第三者による監査、担当者が変わった場合の事務の引継ぎや協会との協議が適正に行われないリスクが見受けられました。

●意見

(静岡市土地開発公社)

・長期保有土地の処分について

事業化の目途が立たない長期保有土地について、市民から問題を先送りしていると指摘されないよう、庁内での議論を深め、現在策定中の第4次静岡市総合計画や次期経営健全化計画の中で、その処分や利用に関する具体的な方針が示されていることを期待します。

(地方独立行政法人静岡市立静岡病院)

・障害者雇用促進の取組について

障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率については、令和2年末から令和3年10月末時点においても法定雇用率を上回る雇用を維持しており、採用後の定着率向上のために様々な取組がなされてきました。これらの取組について、障害者雇用率が課題となっている本市にも積極的に情報提供をするとともに、引き続き障害者雇用の促進に取り組まれるよう求めました。

・地方独立行政法人化したことによる効果の検証について

平成28年4月1日に地方独立行政法人へ移行したことにより、地方公共団体から法人への事前関与・統制が極力排除され、人員配置及び予算執行の面で柔軟な対応が可能となりました。このコロナ禍において、静岡病院が一般患者への対応に支障を来すことなく、新型コロナウイルス感染症患者への迅速な対応を行うことができたのは、地方独立行政法人化したことによる効果であったといえます。

所管部局においては、静岡病院がこの効果を常に最大限発揮できるような連携・協力体制の構築を望みます。

この体制のもと、静岡病院が地域医療を支える基幹病院として「健康長寿のまちづくり」の一翼を担っていくことを期待します。